

大規模災害時における施設の一時使用等
に関する協定書

令和 5年 8月 17日

鈴鹿市

株式会社ダイナム

大規模災害時における施設の一時使用等に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）と株式会社ダイナム（以下「ダイナム」という。）は、大規模災害時における施設の一時使用等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時における、やむを得ない事情により自家用車等を使用して避難する被災者（以下「避難者」という。）の安全確保のため、市がダイナムに対し、第3条に定めるダイナムの店舗（以下「ダイナムの施設」という。）の一時使用等の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、大規模災害時にダイナムが自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（対象とする大規模災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、次に掲げるものとする。

- （1）大規模地震災害
- （2）大規模風水害
- （3）前2号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害に指定された災害

（対象施設）

第3条 対象とするダイナムの施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社ダイナム 三重鈴鹿店
所 在 地	三重県鈴鹿市算所町字山之相4 1 3 番地4
構 造 等	木造構造
店 舗 開 店 日	平成25年2月16日
駐 車 場	店舗が指示するスペースのみの提供とする (2703㎡)
設 備	トイレ、水道設備 等

（支援協力内容）

第4条 市は、次の各号について、ダイナムに前条に定めた対象施設に関する協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1）ダイナムの施設の駐車場の一部を、避難者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として市に提供すること。
 - （2）避難してきた避難者に対し、ダイナムの設備が使用可能な場合、トイレ及び水道設備等を可能な範囲で提供すること。
- 2 前項の定めにかかわらず、ダイナムは、大規模災害時におけるダイナムの顧客の安全確保等、ダイナムの施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部

使用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

(支援協力要請の手続)

第5条 市は、協力要請をするときは、ダイナムに対して施設使用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(支援協力の実施)

第6条 ダイナムは、市から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲で協力に努めるものとする。また、協力に当たっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

(施設の使用等)

第7条 ダイナムは、市からの協力要請に対して協力する場合、ダイナムの顧客対応等速やかに準備を整えた上で、市に対して、協力可能な内容及び施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第8条 ダイナムは、ダイナムの施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、市に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第9条 ダイナムは、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第10条 本協定に基づく当該施設の使用料は無料とする。

2 避難した住民等が、ダイナムの施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合（原因者が不明なときを含む）には、市が原状回復を行うものとする。

(使用期間)

第11条 市が、ダイナムの施設を使用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、市はダイナムの承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(使用の終了)

第12条 市は、ダイナムの施設の使用を終了する際は、ダイナムに対し、その旨を連絡し、併せて施設使用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

とする。

(連絡体制等)

第13条 本協定に基づく支援協力を円滑に行うため、市及びダイナムの連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。ただし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第14条 ダイナムは、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づきダイナムの施設を使用する避難者、市の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第15条 ダイナムは、食料、飲料、その他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第16条 市及びダイナムは、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市及びダイナムが協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、市又はダイナムから何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及びダイナムがそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年8月17日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 末松 則子

東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号

株式会社ダイナム

代表取締役 保坂 明

様式第1号（第5条関係）

緊急・重要

年 月 日

(宛先) 株式会社ダイナム
代表取締役

様

鈴鹿市長

施設使用等要請書

「大規模災害時における施設の一時使用等に関する協定書」第5条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場 所	ダイナム三重鈴鹿店駐車場
内 容	・一時避難場所としての施設の一時使用 ・その他 ()
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

様式第2号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）株式会社ダイナム
代表取締役 様

鈴鹿市長

施設使用等終了連絡書

「大規模災害時における施設の一時使用等に関する協定書」第12条の規定により、下記のとおり、施設使用等の終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	ダイナム三重鈴鹿店駐車場
内 容	・一時避難場所の閉鎖 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：